

(仮称) 盛岡市子どもの貧困対策アクションプラン
骨子 (案)

～すべての子どもが将来に希望を持ち

自立できるまち・盛岡の実現～

平成 29 年〇月

盛 岡 市

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	現状と課題	2
	岩手県立大学地域協働研究「盛岡市ひとり親世帯の子どもの 生活実態に関する調査」結果	5
第3章	基本目標	11
第4章	施策の推進	13
	アクション1	15
	アクション2	18
	アクション3	19
	アクション4	21
	ロジックモデル	23
第5章	推進体制	24
(参考)	関連指標	25

第 1 章 はじめに

1 策定趣旨

平成 25 年国民生活基礎調査によれば、子どもの貧困率は 16.3%であり、特に、ひとり親世帯の貧困率は 54.6%と極めて高い状況にあることが明らかになりました。その後、平成 28 年の同調査では、子どもの貧困率は 13.9%と改善しましたが、依然として深刻な状態にあります。

この間、国は、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定するとともに、同年 8 月には「子どもの貧困対策大綱」を閣議決定しています。

また、岩手県においても、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、平成 28 年 3 月に「いわての子ども貧困対策推進計画」を策定し、各般の取り組みを推進しています。

こうした中、本市では、平成 27 年度、28 年度に、岩手県立大学との協働により「ひとり親世帯の子どもの生活実態に関する調査研究」を実施しました。これにより、本市の母子世帯の母と子どもの生活実態や生活意識、貧困に繋がる要因と課題などが、一定程度把握できました。

「(仮)盛岡市子どもの貧困対策アクションプラン」は、こうした状況を踏まえ、本市の子どもの貧困対策を計画的・総合的に推進するために策定するものです。

2 計画の位置付け

このアクションプランは、盛岡市子ども・子育て支援事業計画（計画期間平成 27 年度～31 年度）の基本目標 2 「安心して産み、育てられる環境づくり」の実施施策（4）「ひとり親家庭等への支援の充実」の具体的方策のひとつとして、策定・実施するものです。

3 計画期間

平成 29 年度から 31 年度まで（3 カ年）

このアクションプランの計画期間は、取組初年度の平成 29 年度を含み、盛岡市子ども・子育て支援事業計画の計画終了期間である平成 31 年度までの 3 カ年とします。

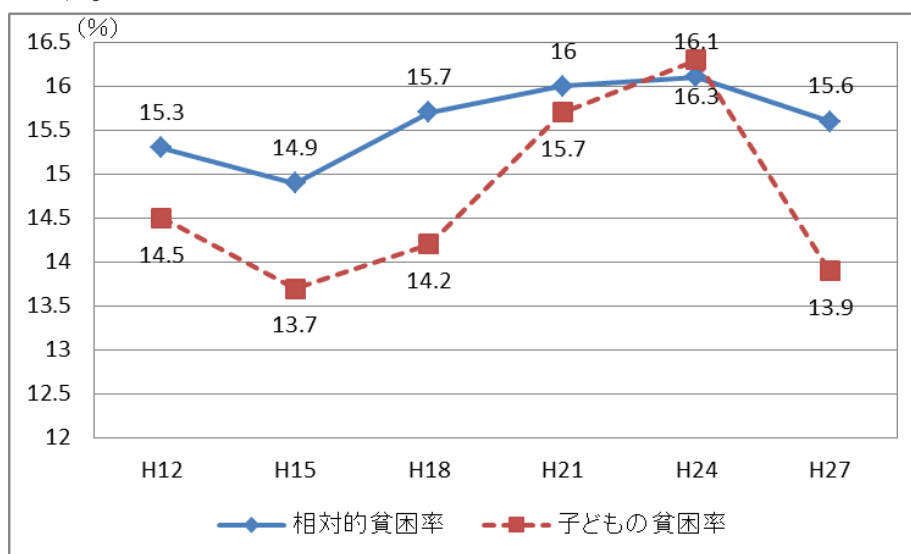
第2章 現状と課題

子どもを取り巻く状況は、次のとおりです。

(1) 子どもの貧困率の推移（国）

厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」によると、貧困率は平成24年度まで増加傾向にあり、平成12年から平成24年までの12年間で0.8ポイント増加傾向が続きました。子どもの貧困率に焦点をあてると、1.8ポイント増加しており、その傾向がより強く現れています。

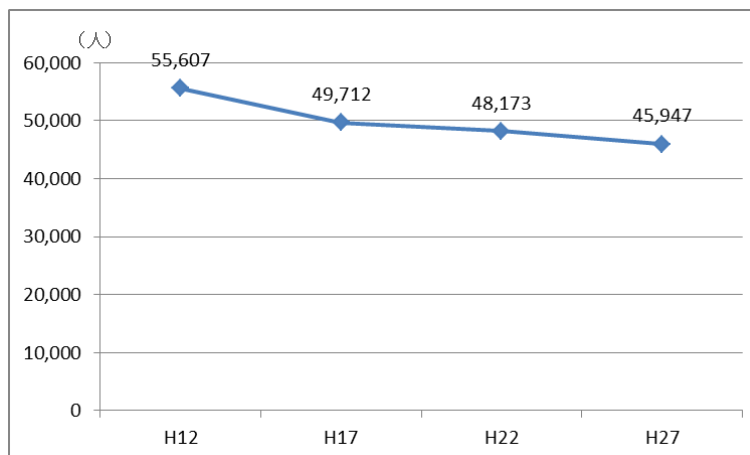
しかしながら、平成27年度調査では子どもの貧困率は2.4ポイント減少しています。



(出典：厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」)

(2) 18歳未満人口の推移（市）

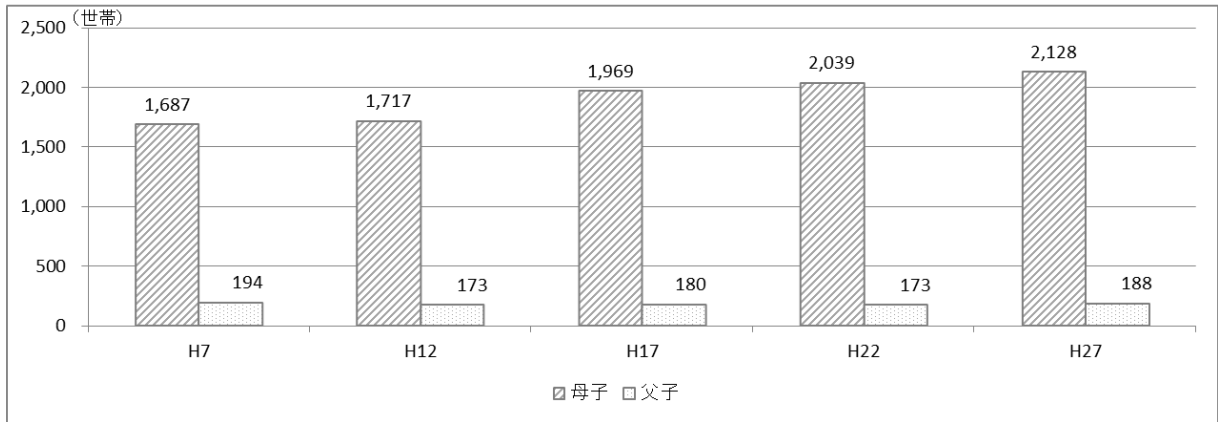
本市の人口は、平成12年をピークに減少傾向に転じており、18歳未満人口も同様に減少傾向にあり、平成12年から平成27年の間で9,660人減少しています。



(出典：総務省「国勢調査」)

(3)ひとり親世帯数の推移（市）

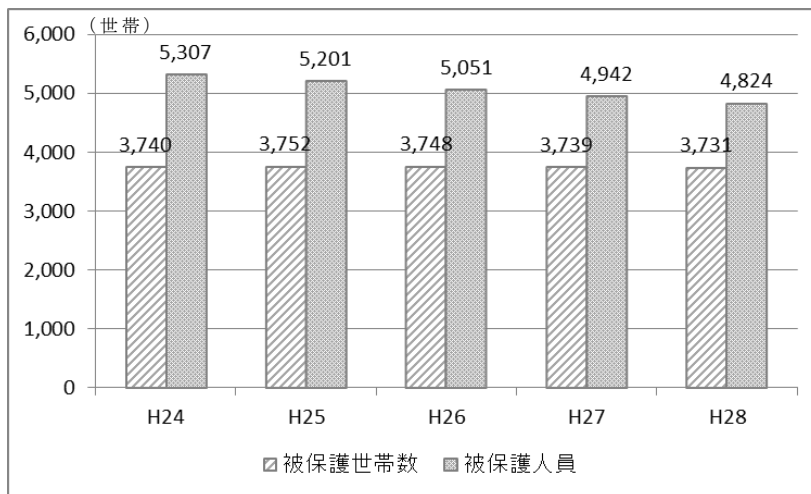
ひとり親世帯は増加しており，平成7年から平成27年までの間で441世帯増加しています。ひとり親世帯の多くは母子世帯となっています。



(出典：総務省「国勢調査」)

(4)生活保護世帯推移（市）

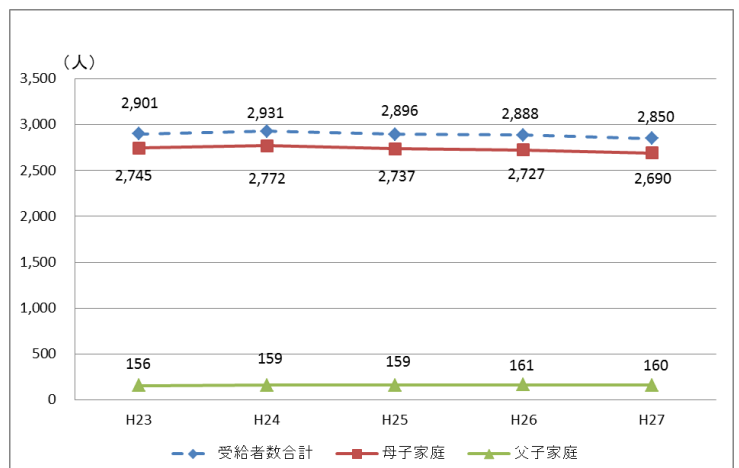
被保護世帯数は横ばい，被保護人員は減少傾向にあります。



(出典：盛岡市)

(5)児童扶養手当受給者数（市）

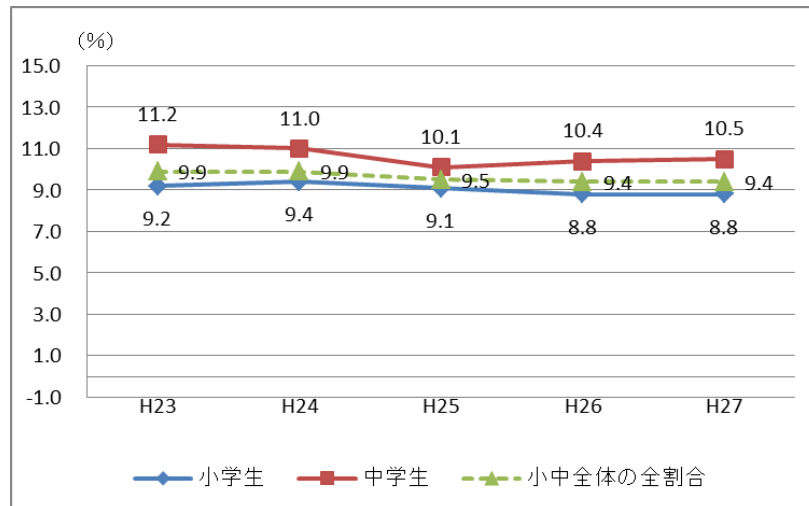
児童扶養手当受給者数は微減傾向にあり，平成27年受給者数2,850人のうち，母子家庭が2,690人となっています。



(出典：盛岡市)

(6) 就学援助受給率（市）

就学援助受給率は横ばいで推移し、小学生で8.8%，中学生で10.5%，小中学校全体では児童・生徒数のうち10.5%が受給しています。



(出典：盛岡市)

○岩手県立大学地域協働研究「盛岡市ひとり親世帯の子どもの生活実態に関する調査」の概要

児童扶養手当の受給資格を有する母子世帯を対象に、子どもの生活実態や学習環境等の調査、及び母親の就労状況や生活意識などを調査しました。

(1) 調査の概要

- ①調査名称：盛岡市ひとり親世帯の子どもの生活実態に関する調査
- ②調査方法：郵送による自記式質問紙によるアンケート調査
- ③調査期間：平成28年（2016年）4月
- ④調査対象：盛岡市内の児童扶養手当の受給資格を有する世帯のうち、養育者世帯及び父子世帯を除いた母子世帯（全部停止を含む全支給区分）。
ただし、平成27年度現況届の無い者、平成28年4月6日現在で資格喪失者、転出者、差し止めをかけている者を除く。
- ⑤調査時点：平成28年（2016年）3月1日現在の状況を調査対象とした。

(2) 調査票の構成

- ①調査票は、年齢階層ごとの調査票を支給区分で色分けし12類型で構成。
 - ア)平成28年3月1日現在の末子年齢で分類した4階層
0-6歳 / 7-12歳 / 13-15歳 / 16歳以上
 - イ)児童扶養手当の支給区分で分類した3区分
全部支給 / 一部支給 / 全部停止
- ②質問項目は、年齢区分共通の項目、年齢区分ごとの項目の2つで構成

(3) 送付状況及び回収状況

◇有効送付数

	全部支給	一部支給	全部停止	計
0-6歳	382	232	72	686
7-12歳	447	449	120	1016
13-15歳	190	309	75	574
16歳以上	218	305	58	581
合計	1237	1295	325	2857

◇有効回収数

	全部支給	一部支給	全部停止	計
0-6歳	132	108	35	275
7-12歳	163	195	52	410
13-15歳	76	142	33	251
16歳以上	81	130	26	237
合計	452	575	146	1173

◇有効回収率(有効回収数/有効送付数)

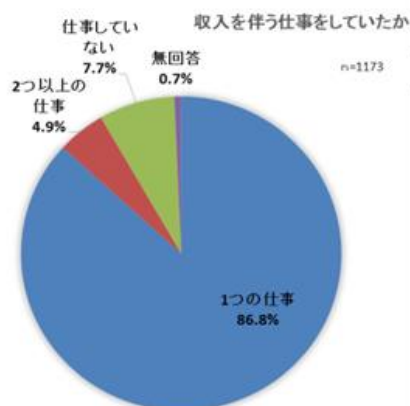
	全部支給	一部支給	全部停止	計
0-6歳	34.6%	46.6%	48.6%	40.1%
7-12歳	36.5%	43.4%	43.3%	40.4%
13-15歳	40.0%	46.0%	44.0%	43.7%
16歳以上	37.2%	42.6%	44.8%	40.8%
合計	36.5%	44.4%	44.9%	41.1%

(4) 調査結果（抜粋）

① 母親の就労率，雇用形態，勤務時間

ア) 就労率

「1つの仕事をしてきた」，
「2つ以上の仕事をしてきた」
割合を合わせると 91.6%で，
高い割合となっています。



イ) 主な仕事の雇用形態

就労している母親のうち，主な仕事の雇用形態は非正規雇用が半数以上となっています。

	正社員・正職員	パート・アルバイト	契約社員・嘱託	派遣社員	役員	
回答数	460	338	210	23	4	
%	42.8%	31.4%	19.5%	2.1%	0.4%	
	自営業主	家族従事者	内職・在宅請負	その他	無回答	合計
回答数	29	4	0	3	4	1075
%	2.7%	0.4%	0.0%	0.3%	0.4%	100.0%

ウ) 夜間勤務，早朝勤務，土日勤務

夕方6時以降の夜間勤務を行っている割合は 57.6%となっており，未就学児の母親でも 49.0%が夕方6時以降の勤務を行っています。

朝8時以前の早朝勤務を行っている割合は 27.9%となっています。

	あった	なかった	無回答	合計
回答数	619	449	7	1075
%	57.6%	41.8%	0.7%	100.0%

	あった	なかった	無回答	合計
回答数	300	767	8	1075
%	27.9%	71.3%	0.7%	100.0%

子どもの学校が休みの土曜日や日曜日も，76.8%の母親が仕事をしています。

土日勤務

	毎週なし	たまにあり	定期的により	毎週あり	無回答	合計
回答数	226	316	251	259	23	1075
%	21.0%	29.4%	23.3%	24.1%	2.1%	100.0%

②経済状況

ア) 病院の受診

病気やけがの治療で受診をしたほうが良かったのに受診をしなかったことがあった世帯の割合は23.2%となっています。

受診したほうが良かったのに受診しなかった

	なかった	あった	無回答	合計
回答数	863	272	38	1173
%	73.6%	23.2%	3.2%	100.0%

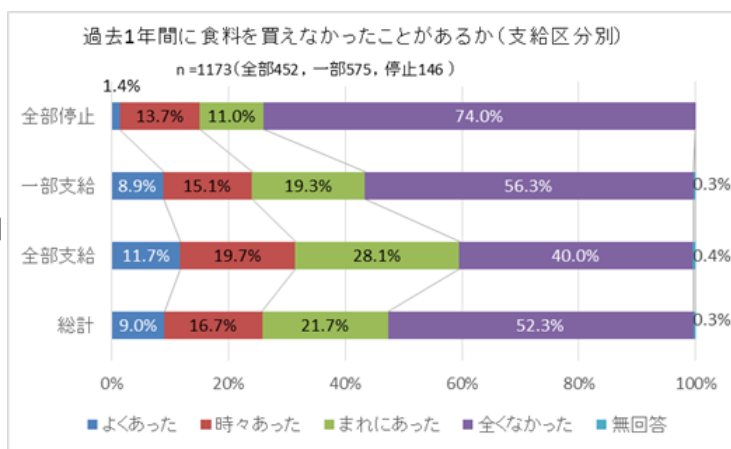
受診しなかった理由は「時間がなかった」が69.9%，次いで「医療保険に加入しているが支払い困難」が33.8%となっています。

受診しなかったことがあった理由

	時間がなかった	身体上の理由で通院困難	距離が遠く通院困難	医療保険未加入で支払困難	医療保険加入だが支払困難	その他	無回答
総計	69.9%	4.8%	5.5%	0.4%	33.8%	12.5%	14.0%
全部支給	58.3%	5.8%	8.7%	1.0%	37.9%	10.7%	15.5%
一部支給	76.3%	4.4%	2.2%	0.0%	30.4%	13.3%	13.3%
全部停止	79.4%	2.9%	8.8%	0.0%	35.3%	14.7%	11.8%

イ) 食糧の購入

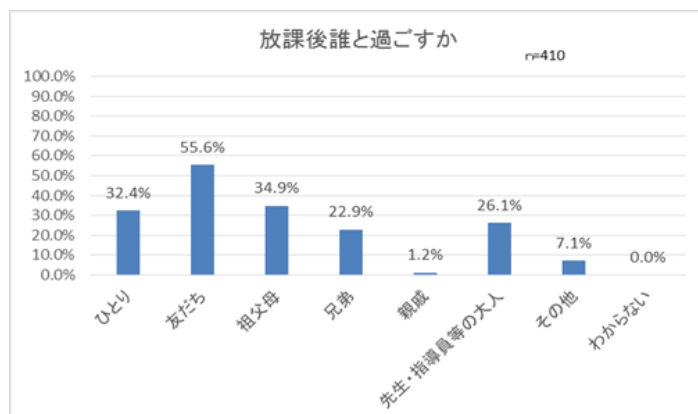
過去1年間に家族が必要とする食料を買えなかったことがあった世帯の割合は「よくあった」，「時々あった」，「まれにあった」を合わせると，全体では47.4%，児童扶養手当支給区分で見ると全部支給世帯の割合が高くなっています。



③子どもの生活

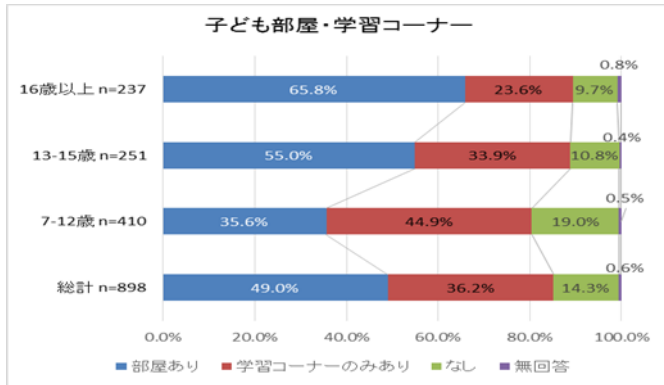
ア) 子どもの放課後の過ごし方(7-12歳)

「友だちと過ごす」が55.6%，「祖父母」が34.9%，「ひとり」が32.4%となっています。



イ) 子ども部屋・学習コーナーの有無

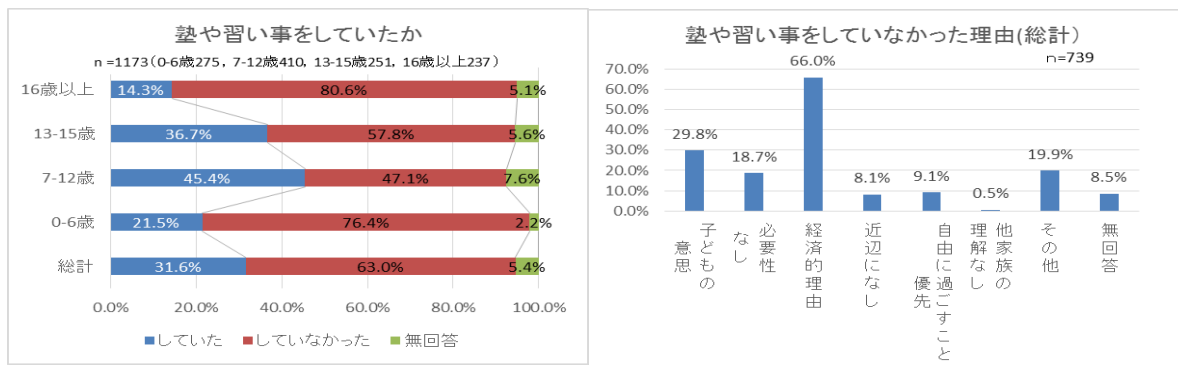
子ども部屋や子どもが使える学習用スペースがない子どもの割合は、7-12歳で19.0%、13-15歳で10.8%、16歳以上で9.7%であり、中学生や高校生の10人に1人に学習用の場所がありません。



ウ) 塾や習い事

全体では塾や習い事をしていない子どもは63.0%となっています。

塾や習い事をしていなかった理由は、「経済的理由」が66.0%と最も高くなっています。



④必要な支援やサービス

ア) 悩みの相談相手

ほとんどの項目で自分の親，友人や同僚に相談がなされており，子どものしつけや発達の相談では保育園や幼稚園の先生・学校の教員の割合が高くなっています。お金の相談・家計管理に関する相談では相談できる人がいない世帯の割合は29.5%と特に高くなっています。

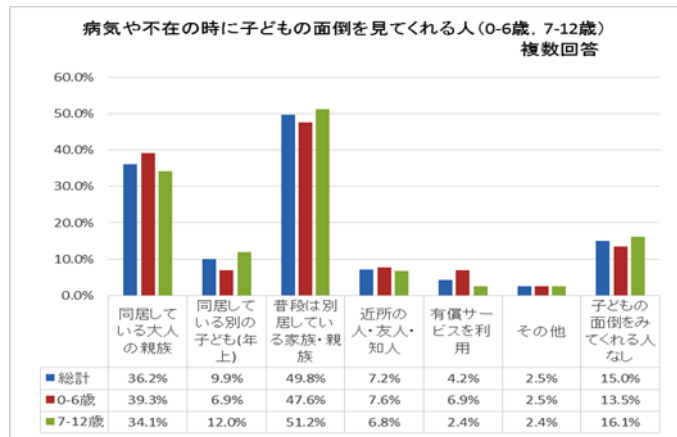
悩みの相談相手

相談内容	自分の親	きょうだいや親戚	友人や同僚	町内会や民生委員など地域住民	0-6.保育園や幼稚園の先生 7~学校の教員	0-6.子育て支援センター 7-12.学童・児童センター 13~:学習塾	保健センターや市役所などの窓口	相談できる人はいない	その他
子どものしつけや発達	58.7%	31.9%	58.3%	0.9%	22.3%	4.1%	2.0%	7.3%	5.6%
子どもの健康・発育	58.1%	30.9%	50.0%	0.5%	18.2%	2.7%	2.3%	7.2%	7.1%
子どもの世話	59.5%	30.4%	36.1%	0.4%	6.9%	1.5%	1.7%	11.3%	5.1%
自分の仕事に関する事	37.3%	22.8%	66.0%	0.0%	1.0%	0.1%	0.9%	11.7%	5.6%
お金の相談・家計管理	47.1%	19.1%	14.8%	0.3%	0.2%	0.0%	1.5%	29.5%	6.9%
人間関係の悩み	29.8%	20.9%	64.9%	0.1%	0.6%	0.2%	0.4%	13.1%	6.6%
申請や手続きに関する事	32.1%	15.0%	31.3%	0.4%	2.0%	0.4%	28.6%	16.0%	7.5%

イ) 病気や不在時の子どもの面倒を見てくれる人

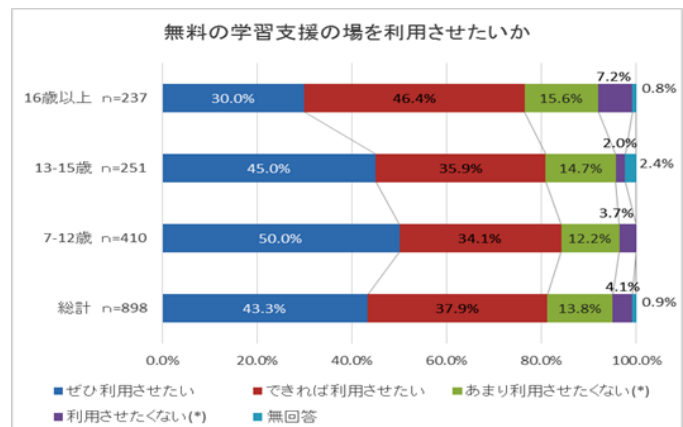
普段は別居している家族や親族が最も多く，次いで同居している大人の親族となっています。

一方で，調査対象の子どものうち7人に1人が，病気の際に子どもの面倒を見てくれる人がいません。



ウ) 無料の学習支援

「ぜひ利用させたい」，「できれば利用させたい」を合わせると8割を越す世帯で学習支援を利用させたいと回答しています。



エ) 受けたサービス

「自分の仕事・職業に関わる資格取得支援」が最も多く、次いで「学校や家庭以外で子どもが学べる場所」、「子どもの送迎をしてくれるサービス」などとなっています。

受けた支援やサービス

	学校や家庭以外で子どもが学べる場所	親が不在時に地域の人と食事できる場所	子どもの送迎をしてくれるサービス	自分の高卒認定資格取得支援	自分の高卒後の専門学校や大学での勉強支援	自分の仕事・職業に関わる資格取得支援	その他
総計	46.9%	17.4%	35.2%	8.8%	21.1%	52.9%	7.2%
0-6歳	57.1%	24.0%	37.5%	12.4%	21.1%	57.5%	6.5%
7-12歳	49.8%	17.8%	33.4%	7.3%	21.2%	49.3%	6.3%
13-15歳	45.4%	12.4%	39.0%	10.0%	23.1%	53.8%	9.2%
16歳以上	31.6%	14.3%	31.6%	5.9%	18.6%	53.2%	7.2%

(4) 調査結果から見える現状

① 母親に関する現状

就労率は91.6%であり、そのうち土日の勤務がある割合は76.8%と4分の3を超えています。

また、早朝に働いている割合は27.9%、夜間に働いている割合は57.6%となっており、土日勤務、早朝勤務、夜間勤務によりひとり親家庭の親が子どもと過ごす時間が制約されている状況が明らかとなっています。

② 子どもに関する現状

小学生の32.4%が放課後ひとりで過ごしている。子ども部屋や子どもが使える学習用スペースがない割合は14.3%、経済的な理由で塾や習い事をしていなかったと回答した割合は66.0%で経済状況が子どもの学習環境へも影響している可能性がうかがわれます。

③ 必要な支援やサービス

お金や家計管理についての相談窓口病気や不在時に子どもの面倒をみてくれる人、無料の学習支援、母親の仕事・職業に関わる資格取得支援、学校や家庭以外で子どもが学べる場所、子どもの送迎をしてくれるサービスなどへの希望が窺われる。

小学生の3人に1人が放課後ひとりで過ごしていること、土日勤務をしている母親が8割近くいることなどから、子どもの居場所のあり方について、さらに検討を深めていく必要があります。

基本目標

すべての子どもが将来に希望を持ち 自立できるまち・盛岡の実現

子どもの健やかな成長を社会全体で見守り、一人ひとりの子どもが、多くの大人との交流を通じて、豊かな経験を積み、自立心を養い、自分の将来に希望を持つことができるまち・盛岡の実現をめざします。

基本的な視点

視点 1 子どもと親に寄り添った支援

「子どもの貧困対策」は、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを主眼とするものですが、そのためには、教育機会の確保や、多様な大人との出会いの場の創出など、子どもに対する支援と併せ、疲労困憊し、自尊感情が低下した状態にある親に対しても支援を行っていく必要があります。

困窮に陥った原因や、自立を阻害する要因はさまざまであり、それぞれの世帯が抱える事情や望むライフプランに寄り添って支援を行います。

視点 2 確実に届く支援

困窮状態に陥っている世帯は、社会的に孤立していたり、表面的には支援を望まない態度を取ったりすることが少なくないため、困窮状態にあることや貧困にまつわる諸課題が、行政や支援者に発見されないまま問題を深刻化させてしまう傾向にあります。

支援を必要としている方に確実に支援が届くよう関係機関との連携の下、早期の把握に努めるとともに、当事者の心理的抵抗感を取り除くため、既存の事業・取組における情報提供や手続きの方法などについて、可能な限り見直します。

視点 3 関係機関・民間団体・地域との連携

困窮の長期化・常態化は、日常生活、教育、医療など、あらゆる場面にその影響が現れますことから、こうした関係機関や地域と連携しながら、早期に課題を把握し、切れ目なく支援をしていく必要があります。

また、子ども食堂や学習支援など、地域・民間レベルでの取組が活発化しておりますことから、こうした動きも捉えながら、社会全体で子どもの貧困対策に取り組んでいく機運の醸成に努めます。

4 つのアクション

アクション1 貧困を解消する

貧困の状態が長く続くと、生活に最低限必要な衣食住が不足してしまうことのみならず、教育機会や、文化的・社会的な経験が十分に得られなくなり、子どもの将来の可能性を狭めてしまうことが懸念されます。また、親の精神的余裕が失われることで、健全な親子関係の構築にも影響を及ぼすおそれがあります。

アクション1「貧困を解消する」では、子どもの医療費の給付や就学援助制度によって、子育てに掛かる経済的負担を軽減するとともに、親の増収に繋がる資格の取得に対する経費の補助や、親が求職活動を行う際の育児の支援などの取組を推進します。

アクション2 貧困によって子どもの可能性が奪われないようにする

貧困の長期化は、子どもの、教育機会や文化的・社会的な経験の十分な確保を阻害し、持てる力を伸ばせず、自立した社会生活を営むために必要な能力や価値観、社会関係を得られないまま大人になることで、いわゆる「貧困の世代間連鎖」を生じさせてしまうおそれがあります。

アクション2「貧困によって子どもの可能性が奪われないようにする」では、学習支援や修学資金の貸付などの取組を推進します。

アクション3 貧困によって生じた問題や貧困に繋がる諸課題を解決する

貧困をめぐっては、その原因に離婚やドメスティック・バイオレンス、借金などがある場合があります。また、貧困に由来して、児童虐待や少年の非行を招いてしまう場合があることから、貧困の解消・克服には、こうした諸課題を併せて解決していく必要があります。

アクション3「貧困によって生じた問題や貧困に繋がる諸課題を解決する」では、教育、家庭、借金など各課題への相談対応のほか、児童虐待防止などの取組を推進します。

アクション 4 早期に把握し、適切に支援につなぐ

困窮状態に陥っている世帯は、社会的に孤立していたり、表面的には支援を望まない態度を取ったりすることが少なくないため、貧困状態にあることや貧困にまつわる諸課題が、行政や支援者に発見されないまま問題を深刻化させてしまう傾向にあります。

アクション4「早期に把握し、適切に支援につなぐ」では、地域・関係機関との連携や、子育て中の世帯へのアウトリーチの取組を推進します。

アクション1 貧困を解消する

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育ての経済的負担を軽減するため、医療・生活・教育・保育の各分野で給付や減免などを行います。 ● ひとり親等が就職に有利な資格を取得するための修業等に当たっての経済的負担を軽減します。 ● 一人ひとりの事情や経験に応じて、きめ細やかに就業相談に応じます。
--------	---

〔具体的取組〕

	事業名	事業概要	29	30	31
1	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等の親子等に対して医療費の一部を給付する。	→		
2	寡婦等医療費給付事業	寡婦等に対して医療費の一部を給付する。	→		
3	小学生医療費給付事業	小学生に対して医療費の一部を給付する。	→		
4	乳幼児医療費給付事業	乳幼児に対して医療費の一部を給付する。	→		
5	予防接種事業	予防接種法による定期接種を実施する。対象は0歳～20歳未満。	→		
6	幼児・児童インフルエンザ予防接種補助	インフルエンザ予防接種の接種費用の一部を助成する。対象は0歳～小学6年生。	→		
7	国民健康保険一部負担金助成事業	生計維持が困難になった世帯へ、医療機関へ支払った医療費を助成する。	→		
8	生活保護事業	生活保護法に基づき、困窮している被保護者に対し、国が定める最低基準生活費を支給する。	→		
9	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する。	→		
10	遺族基礎年金	国民年金の保険料納付要件を満たしたものが亡くなった時、生計を維持されていた「子のある妻」などに遺族基礎年金が支給される。	→		

	事業名	事業概要	29	30	31
11	フードバンクポスト設置	NPO 法人フードバンク岩手が実施しているフードドライブの活動に協力し、庁舎内にフードバンクポストを設置。市民から食料品の寄附を募る。			
12	乳幼児栄養食品支給事業	生活困窮世帯に属する乳幼児に対し、生後4か月から満1歳に達する月まで、1月あたり粉乳1缶を支給する。			
13	勤労者融資事業	勤労者の生活安定と福祉向上を目的とし、東北労働金庫に預託して、生活資金等の融資を行う。			
14	保育所保育料の軽減	保育所保育料について、子育てを支援する観点から、国の徴収金基準額に対して軽減を行う。			
15	保育料の減免	所得減少等により保育料が納付困難となった場合や、児童の疾病等の事情により欠席した場合等に保育料を減免する。			
16	保育料算定に係る寡婦（夫）控除のみなし適用の導入	税法上の寡婦（夫）控除が適用されない婚姻歴の無い（未婚）ひとり親に対し、寡婦（夫）控除のみなし適用を行い、保育料の負担を軽減する。			
17	幼稚園就園奨励事業	私立幼稚園に入園する園児の保護者を対象として入園料・保育料の一部を補助する。			
18	就学援助事業	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する援助を行う。			
19	被災児童生徒就学援助	東日本大震災により経済的に困窮し就学が困難な児童生徒の保護者への支援を行う。			
20	高等学校等就学支援金支給事業	授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を支援する国の制度。			
21	盛岡市立高等学校授業料等免除	経済的事情により学業の継続が困難な者等の授業料等を免除する。			
22	保育士確保対策事業	採用3年以内の保育士を対象に、保育士資格取得のため奨学金を受給し返還費用の一部を補助する。			
23	母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業	母子・父子家庭の父母の能力開発の取組を支援するもので、対象教育訓練講座を受講し、修了した場合、経費の60%を支給する。			

事業名		事業概要	29	30	31
24	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業	母子家庭の母等が就職に有利な資格を取得するため養成機関において修業している場合、一定期間につき経済的支援を行う。			
25	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母等を対象に、職業適性、就業経験等に応じて適切な助言を行う就業相談、就業支援講習などの就業支援サービス等を実施する。			
26	シングルマザーのための就職応援講座	母子家庭の母が就職活動に臨めるよう、仕事に役立つビジネスマナーなどを学び、また受講生同士の交流を図る就職応援講座を開催する。			
27	ジョブカフェいわての運営	県が設置するジョブカフェいわてに、市事業でカウンセラーを追加配置し、35歳未満の若年者の就職を支援する。			
28	盛岡地域若者サポートステーション運営	国が設置する「盛岡地域若者サポートステーション」と連携して、働いてもおらず、教育も訓練も受けていない若年無業者の支援を行う。			
29	就職面談会	盛岡公共職業安定所等との共催により、新規学卒予定者・既卒者と企業の情報交換の機会となる就職面談会を開催する。			
30	母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の自立目標や支援内容等について自立支援計画書を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、自立・就労支援を実施する。			
31	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭等が、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合等に、家庭生活支援員の派遣などを行う。			

アクション 2 貧困によって子どもの可能性が奪われないようにする

取組の方向性

- 貧困の状態にあっても、十分な学習機会や豊かな経験が得られるよう学習支援や修学資金の貸付などに取り組みます。
- 子どもが、職業や将来の自立に向けた具体的なイメージを持つことができるよう多様な大人との出会いの機会の創出を支援します。

〔具体的取組〕

	事業名	事業概要	29	30	31
1	学習支援	生活困窮世帯及び生活保護受給世帯の中・高校生及び保護者を対象に、就学相談を行うとともに、当該中学生を対象に学習の場を提供する。	→		
2	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭、寡婦、父子家庭を対象に、修学資金、技能習得資金、生活資金等の貸付を行う。	→		
3	岩手育英会助成事業	県内に本籍を置く大学・短大生へ奨学金を貸与する事業を行う（公財）岩手育英会に対し、事業費の一部を補助する。	→		
4	給付型奨学金の給付（国事業）	経済的に困難な状況にある低所得の生徒に対して、大学への進学を後押しすることを目的とし、給付型奨学金を給付する。	→		
	【再掲】 子ども食堂ネットワーク化推進事業	事業概要は 22 ページ参照	→		

アクション3 貧困によって生じた問題や貧困に繋がる諸課題を解決する

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 虐待・非行・ドメスティックバイオレンス・借金など貧困にまつわる相談に、きめ細やかに対応します。 ● 特に虐待対応・防止対策については、直接、世帯に出向き相談等に応じるアウトリーチ支援を強化します。
--------	---

〔具体的取組〕

	事業名	事業概要	29	30	31
1	児童養育支援活動事業	盛岡市要保護児童対策地域協議会を運営し、要保護児童、要支援児童及び特定妊婦対策を推進する。			
	改善ポイント	平成29年度から調整機関に専門職を配置する。	実施		
2	家庭相談員活動事業	児童虐待、養護、育成などの児童家庭問題に対し、家庭相談員を配置し、関係機関との連携をとりながら保護者等に対し指導・援助を行う。			
3	教育相談	保護者・児童生徒の直面する様々な教育問題に関する教育相談を行う。			
4	子ども家庭総合支援事業	児童及び妊産婦を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査及び指導を行うための拠点整備を検討する。			
5	少年センター事業	少年補導委員を委嘱し街頭巡回活動や相談業務、環境点検活動等広報啓発活動等を行う。			
6	婦人相談員活動	婦人相談員を配置し、要保護女子及びこれらに関する問題について、電話又は来所による相談を受け、指導や援助を行う。			
7	母子生活支援施設	母子生活支援施設「かつら荘」を管理運営する。			
8	ほほえみと太陽プロジェクト	滞納や生活困窮などの相談を行う際、消費生活センターへの相談を呼びかけるなど、生計の改善や社会との繋がり回復を目指す。			
9	消費者救済資金貸付	相談者の生活再建を図ることを目的として、多重債務整理や消費者訴訟に要する資金、生活再建に要する資金の貸付けを行う。			

	事業名	事業概要	29	30	31
10	母子寡婦福祉協会	母子家庭の母及び寡婦が、経済的、精神的自立と社会地位の向上をめざし活動している盛岡市母子寡婦福祉協会に対し運営費を補助する。			
11	自立相談支援	「盛岡市くらしの相談支援室」を設置し、長期失業等、様々な生活の課題を抱える相談者に対して、自立に向けた包括的、継続的な支援を行う。			
12	ひとり親相談	関係機関と協力し、児童扶養手当現況届の受付会場に出張ハローワーク相談窓口を設置する。	実施		
	改善ポイント	平成 29 年度から、社会福祉協議会及びくらしの相談支援室等と協力し、新たに学費や生活に関する相談窓口を開設している。	実施		

アクション 4 早期に把握し、適切に支援につなぐ

取組の方向性

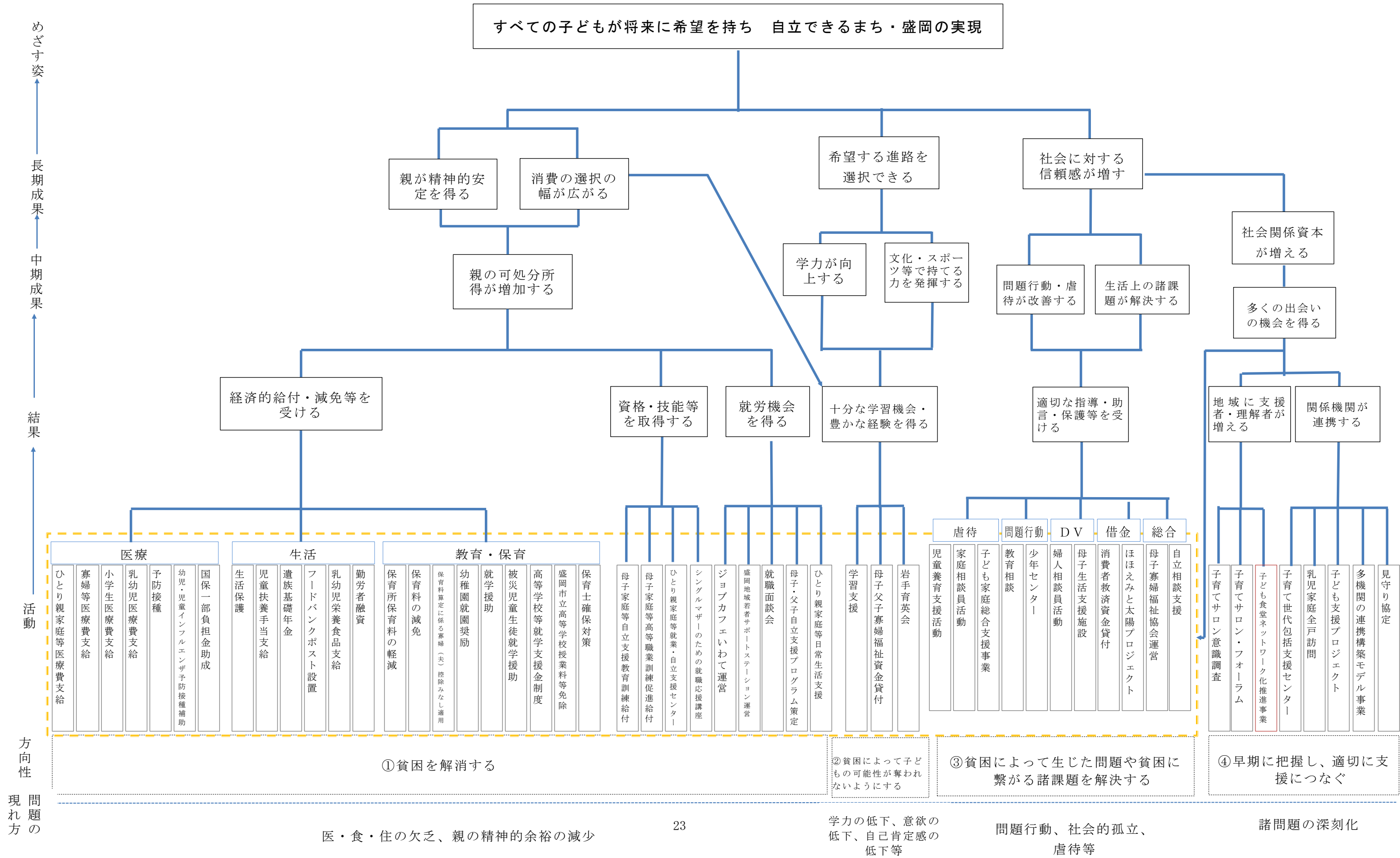
- 子ども食堂や、子育てサロンなど地域レベルの子育て支援の取組が活発になるよう必要な支援を行い、地域に支援者や理解者が増える取組を推進します。
- 子育て世代包括支援センター、保育所、学校など、子ども及びその世帯に身近であり、直接、接する機会のある関係機関と連携し、貧困にまつわる諸課題の早期把握に努めます。

〔具体的取組〕

事業名	事業概要	29	30	31
1 子育てサロン実施支援	子育てサロンの意識調査を希望する地区民生委員協議会のエリアにおいて、1歳未満児及び転入した2歳未満児のいる家庭を対象とした調査等を実施する。	→		
2 子育てサロン・フォーラム	子育てサロン等の取組について広く周知するため、児童虐待防止月間に併せて子育てサロンフォーラムを開催する。	→		
3 多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業	社会福祉法人や福祉関係団体に相談支援包括化推進員を委嘱し、各分野の専門家がチームとして支援できる体制を構築する。	→		
4 子育て世代包括支援センター	保健師・助産師・社会福祉士等が、妊娠期から子育て期にわたる保健や育児に関する様々な悩み等に対する相談支援を行う。	→		
5 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月未満の乳児のいる家庭に専門職の訪問員が訪問し、乳児及び養育者の心身の状況や養育環境を把握し、適切な助言指導を行う。	→		
6 子ども支援プロジェクト	フードバンク岩手、社会福祉協議会、民生児童委員連絡協議会との協働により、食糧支援を通じて、悩みごとを抱えながらまだ制度に繋がっていない世帯を、相談機関へ繋ぐ。	→		
7 見守り協定	業務の中で異変を把握した場合に市に連絡することを内容とする協定を電気、ガス、新聞販売店等の事業者と市が締結する。	→		

	事業名	事業概要	29	30	31
8	子ども・子育て支援事業補助金	市民・企業等による子ども・子育て支援の活動を促進するため、公募により補助金を交付する。			
9	子ども食堂ネットワーク化推進事業	「子ども食堂」を実施する団体のネットワーク化を図り、団体相互の連携や情報共有の促進に資する取組を検討する。			
10	(仮称)関係機関職員の資質向上事業	子どもや保護者に接する機関・施設の職員等を対象に、困難を抱える家庭の早期把握や支援機関への繋ぎに関する研修等の実施を検討する。			

「すべての子どもが将来に希望を持つことができるまち・盛岡の実現」
ロジックモデル（案）



第5章 推進体制

このアクションプランは、盛岡市子ども・子育て支援事業計画の具体的方策のひとつとして取り組むものでありますことから、進捗状況について、毎年度定期的に、盛岡市子ども・子育て会議へ報告するとともに、社会経済情勢の変化等を踏まえ、同会議からの意見も聴取しながら、必要に応じて見直しを行います。

(参考) 関連指標

項目		市	岩手県	国
生活保護世帯	子どもの高等学校等進学率 (厚生労働省)	95.83%	96.0%	90.8%
	子どもの高等学校等中退率 (厚生労働省)	6.40%	4.0%	5.3%
	子どもの大学等進学率 (厚生労働省)	8.70%	29.6%	32.9%
	子どもの就職率 (中学校卒業後) (厚生労働省)	0.0%	0.0%	0.0%
	子どもの就職率 (高等学校卒業後) (厚生労働省)	24.64%	56.5%	46.1%
スクールソーシャルワーカーの配置率 (小学校) 盛岡市 10名/43校 (学校教育課)	23.26% (17.8%)	2.7% (17.8%)	37.6%	
スクールカウンセラーの配置率 (中学校) 盛岡市 23名/23校 (学校教育課)	100%	67.7% (87.0%)	82.4%	
就学援助制度に関する周知状況	毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合 (学務教職員課)	100%	66.7%	61.9%
	入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合 (学務教職員課)	100%	60.6%	61.0%

() は巡回型スクールカウンセラーの割合